

次世代育成支援対策推進法に基づく
一般事業主行動計画書

平成29年10月2日
税理士法人 小林会計

■ 行動計画の趣旨

従業員が仕事と家庭での子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての従業員がその能力を十分発揮できるよう、次のように行動計画を作成します。

■ 計画期間

平成29年10月2日 から 平成32年9月30日 までの3年間

■ 目標1

子供の出生時における父親の休暇取得の促進

(対策)

- ・配偶者の出産時特別休暇（有給）規程の周知及び利用を促進する。
- ・育児休業関連規程の改定に伴い、パパ休暇、パパ・ママ育休プラス、その他の両立支援制度の周知及び利用を促進する。

(平成29年10月～)

■ 目標2

企業内の意識啓発による所定外労働の削減

(対策)

- ・月ごとの所定外労働時間の人員別・部署別累計時間を分析し、社内の共通認識とすることにより、部署内の仕事の配分や残業時間の削減を啓発する、

(平成29年10月～)

以上